…るある、乃ち我々は馘首の取消しと争議中を出勤の取扱ひをなさしむる以上如何に市長局長が辞職し又就任するも争議は絶体解決したものはなく二日付を以て各支部に局長の名を以て掲示（内容参照）を出し決定的な解決案の如く発表したがこれは我が交通労働組合を無視するのみならず斯かる一方的解決案は断じて承認する事が出来ない最後の解決に対して馘首者の取消し当局側の言ふ争議の一部責任と称し得る者も懲戒解雇を取消し争議中の出勤扱並に争議費用の負担並が最後的解決である事に確信を以て進まなければならない

五、各支部の責任者は斯る立場から全大衆に向って今後の争斗を有効に首脳部の指令に従って指導しなければならない

一九三〇、五月七日

東京交通労働組合争議団主脳部

別記七（東交ノマン）

一九三〇、五、一一

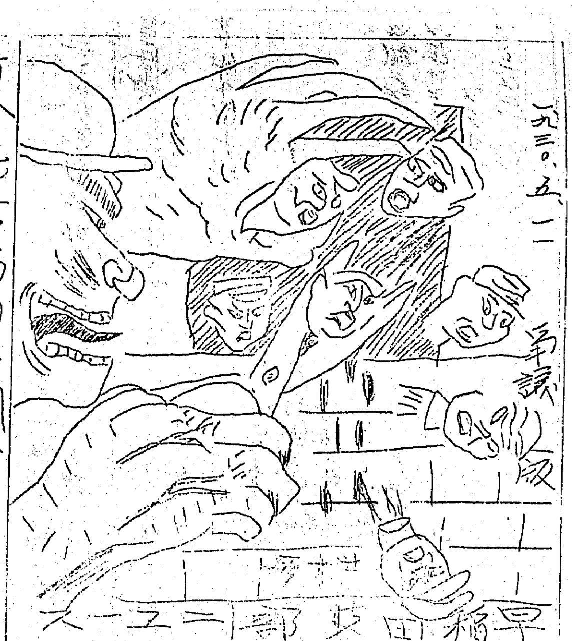

市會元兇大神田公開状を見てフルイ上る

五月八日の実行委員會の決議に基き [illegible] 時頃公開状を以て押しかけた。大神田市治は市會内の市民會及更新會を牛耳るばかりでなくいやしくも東京市會を利けて屋せ共に策動した男である。今度の大ストライキの際も頁局長の尻押しをしてストライキ直後市會全員協議會で馘首取消しまかりならぬと決議せしめた重要な役割を果して居たので、折角押しかけた家宅争なので妻君に公開状を渡し面会を約して引き上げた所、その後四、五田も催 [illegible] 非来てくれとのことで午後七時再び苦々と押しかけた。訪問隊は今度のストライキでとった彼の態度を詰問しストライキ中の出勤扱ひは [illegible] 一訓制られ [illegible] 二十円も [illegible] 一（全）[illegible] となり [illegible] 労働者にとつ

…は真に起るへき…どうしても

ストライキ出動に…

…当局の誠意 [illegible] …市民が… [illegible] や青くなった…く知らなかった… あんな事に [illegible] 市電当局の内情…

労働

二百何十…争 [illegible] 未だ百数十… 当局に組合… 組合を守れ

労働組合